



## 他機関との連携について

一元的相談窓口では生活全般に渡る広範な相談に対応することとなるため、他機関との連携は重要です。既存の一元的相談窓口の主な連携先は次のとおりです。

地方出入国在留管理局 / 法テラス / 行政書士会 / 弁護士会 / ハローワーク  
/ 労働基準監督署 / 各種NPO / 国際交流協会 / 日本語教室 等々

実質的な連携関係を構築するにはどうすれば良いのでしょうか。

まず、今後の連携について互いに確認し合った上で連絡先の交換をすることが必要です。その後、継続的な情報共有のほか、勉強会や意見交換の場を設ける等して、課題となっていることへの認識を深める、各機関の職員の相互派遣を実施する等が考えられます。また、法テラスとの連携については、コラム「日本司法支援センター（法テラス）等との連携について」（P. 81）も御参照ください。

### 連携の一例

一元的相談窓口が市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と協働で相談対応を行っている例があります。

市地域福祉計画で外国人への支援の重要性が認識されているところ、大阪府豊中市では、主に生活困窮や高齢・障害その他の複合的な相談等については、協働して相談対応にあたるほか、外国人向け相談会の合同開催や調査研究を実施するなどしてCSWと連携しています。

CSWは、住民と協働しながら地域のニーズを把握し、必要に応じて関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ役割を有しているところ、一元的相談窓口とCSWが連携することによって、相談者等の日常的な見守りや互いの専門性を活かした伴走型の支援が可能になっています。